

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第二十七号

昭和四十二年六月三十日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

小峯 柳多君

笹山茂太郎君

西岡 武夫君

村山 達雄君

渡辺美智雄君

只松 祐治君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

山田 耻目君

広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省銀行局長

國稅庁長官

委員外の出席者

大蔵大臣官房財

務調査官

會計検査院事務

総局第一局長

日本専売公社総

裁

日本専売公社 高村健一郎君
國部長
日本専売公社外 湊 良之助君
國部長
日本専売公社販 齋藤 欣一君
賣部長
日本専売公社生 大塚 孝良君
産部長
専 門 員 拔井 光三君

六月二十八日
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に關する請願外三件(川上實一君紹介)(第一九二號)
同(田代文久君紹介)(第一九二號)
同外三件(谷口善太郎君紹介)(第一九二號)
同外四件(林百郎君紹介)(第一九三號)
同外八件(松本善明君紹介)(第一九三號)
公務員の共済組合制度改善に關する請願(谷口善太郎君紹介)(第一九四號)
同月二十九日
貸金営業法制定に關する請願(遠藤三郎君紹介)(第一二八號)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二號)
國の會計、税制及び金融に關する件

○内田委員長 これより會議を開きます。
日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題とし、あわせて、國の會計、税制及び金融に關する件について、調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 専売公社法の一部改正について
御質問をいたしたいと思います。時間がないものですから、公社のほうでも、ひとつ答弁を簡にして要を得てやっていただきたいと思います。
たなおろし資産が最近非常に急速にふえておる、こういうことで今回のような措置も必要になつてきたわけでありまう。当然のことですけれども、ただ、そのたなおろし資産がどういふわけであつてきたかということについて若干の疑問もあるわけでありまう。たとえば、昭和三十九年度は国内産業が歴史始まって以来の豊作だつたというにもかかわらず、したがって基準在庫量というやうなものにほぼ満ちたに達した、そういう段階で、四十年年度に前年比数量で四〇%、金額で六〇%、こういうぐあいに葉たばこの輸入をやつた、こういう事情について、この辺から急速にたなおろし資産が増加をしたという事情もありまうので、そこらのところは一体どういふことであつたのか、こういうことをまずひとつ伺ひたいと思ひます。

○廣瀬(秀)委員 現在、それでは基準在庫量といふ入葉と、こういうやうなものでかなり上回つておるのじゃないですか。その数字をちょっとあげてください。

○廣瀬(秀)委員 外葉の基準在庫量は、適正在庫は二

十四カ月、つまり二夏を過ぎて使うという計算にしてありますが、現在の基準在庫量を上回つておるものはございません。

ことしの専売公社の予算書を見ますと、葉たばこの輸出代金が、在来種の場合に単価が購入単価を大きく下回る数字が明らかに出ておるわけですが、これはバーレーの輸出は逆現象になつておりますけれども、それはどういふ理由でございませうか。

○廣瀬(秀)委員 たいへん残念であります。御指摘のやうに、現在の在来種の輸出は赤字になつております。これは最初から赤字であつたのではもちろんございせんでしたが、最近取納価格の値上げその他でやむなく赤字になつておりますが、その赤字解消につきましましてはわれわれも十分努力しておるつもりであります。なお、輸出全体では赤字にならないやうに配意しております。

○廣瀬(秀)委員 それでは答弁にならないと思ひます。四十年年度に、従来の数字からいいますと、御指摘のやうな非常に大きな数字になつておりますが、これは当時「ハイライト」を中心にしたとして、高級銘柄品の売上げが急速に増加したもので、その手当てをいたしまして万やむを得ず古葉を買つた次第であります。もちろん所要量全額買つたわけではなくて、できるだけ減少いたしまして買つております。したがしまして、四十一年度の輸入額は再び正常に返つておるはずであります。

○廣瀬(秀)委員 現在、それでは基準在庫量といふ入葉と、こういうやうなものでかなり上回つておるのじゃないですか。その数字をちょっとあげてください。

○廣瀬(秀)委員 外葉の基準在庫量は、適正在庫は二

十四カ月、つまり二夏を過ぎて使うという計算にしてありますが、現在の基準在庫量を上回つておるものはございません。

ことしの専売公社の予算書を見ますと、葉たばこの輸出代金が、在来種の場合に単価が購入単価を大きく下回る数字が明らかに出ておるわけですが、これはバーレーの輸出は逆現象になつておりますけれども、それはどういふ理由でございませうか。

○廣瀬(秀)委員 たいへん残念であります。御指摘のやうに、現在の在来種の輸出は赤字になつております。これは最初から赤字であつたのではもちろんございせんでしたが、最近取納価格の値上げその他でやむなく赤字になつておりますが、その赤字解消につきましましてはわれわれも十分努力しておるつもりであります。なお、輸出全体では赤字にならないやうに配意しております。

幅をできるだけ小さくしたいというふうに努力いたしております。

○広瀬(秀)委員 次の質問に移りますが、専売公社から耕作団体に交付金が出されておるわけでありまして、その中で、職員日当七百六十円、総代日当六百四十円、こういう数字が出ておるわけでありまして、これは耕作団体等から、あまりにも安過ぎるということをおぼえておるわけでありまして、しかも、実際にこれは耕作組合等の実情を私調べてみたのでありますが、こういう単価で積算をして、これだけ仕事量があるということで、専売公社に出していく、しかし、大蔵省との予算の折衝の段階で、たいがい二割ぐらいは査定されて切られてしまう。しかし、どうしても仕事は当初要求しただけのものがある。しかも単価がこういうところ。そうしますと、どうしてもこういう単価がもつと実際の運用の中では安くならざるを得ない。いわば、地方財政における超過負担のよう不合理が、この安いい中にさらに輪をかけて出ている、こういうような状況もあるわけでありまして。特に総代さんというのは耕作者自身でございます。したがって、これは総代日当といひましても、私も旅費日当などという、ちゃんと給料を確保されておつて、出張した場合に日当をいただくというものは全く違つて、これはもう農民の自家労賃そのものなんです。それが六百四十円で評価をされ、しかもそれ以上に手間をつぶしても、その分は結局支払われないというふうにもなる、こういうことは非常に不合理だ。この点は、これは責任ある総裁として、そういう事情と、この六百四十円というものが総代さんの日当として、一日手間を供出してこれしかない、こういうことでは非常にいけないと思うのです。この点、改善する御意思があるかどうか、このことをすばりひとつお答えをいただきたいと思うのです。たいした金ではございません。

○東海林説明員 お答え申し上げます。これは日当が、なるほど、七百六十円と六百四十円というのは安過ぎるかと思ひますけれども、これは日当

というふうな意味ではなくて、謝礼という意味でお出ししておるよう聞いておりますので、その点は、これが適当であるかどうかということとはさうに検討させていただきます。

○広瀬(秀)委員 総裁の答弁とも思へないのですけれども、いわゆる薄謝で、今日、しかもこれは公社の仕事をするわけでありまして。総代が公社から委託された組合の事務をするわけでありまして、したがって、交付金の計算の中でこの程度に出しているというものは、やはり非常識ではないか、こういうふうに思ふわけでありまして、謝礼だからやむを得ないのだというふうな答へをされますと、私の質問も、いつまでもこの点だけでも食ひ下がっていかねばならぬ事情にもございます。いかに安いいのであります。実際の姿ではいろいろ運用をやつておりました、栃木県あたりでやつておる場合には、基本は三百二十円だ。そうして、その耕作者の総代がかかっている人数で二十三元を掛けるというふうに、これをさらに単価は単価として分解してやつておるというふうな実情にもあるわけ。そういうふうなややこしいこともございまして、この絶対額がどうしても安いい。これは総代がほんとうに、あつちこつち山間部を登つたりおたりしなごら、各戸に連絡したり、植えつけ検査の手伝いをしたり、しかも、こういう労力の供出というものは二倍も三倍も日数を要するといふような事情にもあるわけ。何番地のどこでつかうといふようなことを一々聞いて歩いておるようなことでは、これはとてもいけないわけ。ところが、総代がついてちゃんちゃん案内するといふことになって能率もあがつていくわけで、喜んでやつてもらふためには、こういう時代がずれたものでないか、これは度途中においてもこのくらの金はやりくりで幾らでも出てくると思ふのです。これは経理全体を調べてみましても、そのくらは出るわけであり

ます。そういうことで、もう少しよい返事をこの際お聞きしたいと思ふのです。

○東海林説明員 この問題は、実はこまかいことにつきましましては私もよく存じておりますが、先ほど申し上げましたように、前向きでひとつ検討させていただきます。

○広瀬(秀)委員 総裁が検討をされるということ、これはもう改善をされる、こういうふうに了解をいたしまして、次に進みたいと思ひます。時間がございませぬので、かけ引きのある答へをされないようにひとつお願いいたします。

次に、国産の葉たばこについて、長期計画の中で品質重点の生産方針を推進する、こういうふうな書かれておるわけでありまして、たばこは非常に葉をとる、しかもかなり大きい葉でございまして、それが密集して植えられておる中になかなか機械をそう入れるということも困難な面もあるわけですが、最近機械導入、省力栽培、生産性向上、こういうようなこともとられておるわけですが、けれども、品質向上の面で若干づつかる面があるのじゃないか。品質向上といふものに重点を置くといふことと省力栽培といふことがはたして両立するかどうか、非常に綿密な手入れ、手当てをしていい葉もできるものでありますが、省力省力といふことをあまりにも推進すること、一方においては言われておるわけで、その点矛盾はないかどうか。今日までの実績に照らして確信のほどをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○大塚説明員 喫煙者の嗜好が緩和の良質な葉たばこを要求しておりますので、一方では品質主義を指導いたしております。また、農村の事情その他から省力耕作も指導しておりますけれども、われわれは省力耕作は粗放耕作で指導をいたしておるつもりはございませぬ、たとえば、その試験の結果、土寄せの回数減らしてもだいじょうぶだとか、追肥の回数を減らしてもだいじょうぶだとか、そういう観点に立つて指導いたしておりますので、そういう矛盾を来たさないように指導いたしております。ただ、大ぜいの中には、多少そ

ういう指導の面で欠けるところがあるかと思ひますので、いまでもそういたしておりますが、今後十分その点を氣をつけて指導いたしたいと思います。

○広瀬(秀)委員 もう一つの問題は、長期計画の中で非常に合理化が促進されていく計画になるわけでありまして、そういう中で、耕作者に対して生産性向上のメリットを還元していく、こういうような考え方が非常に薄い、あくまで長期の計画というものが、企業の合理化とか、たばこ製造面における合理化と生産面における合理化ということを考えて、しかも、そういう合理化メリットというものを、ほとんど国庫納付金あるいは消費税というふうなところに振り向けてしまつて、生産者に返すという考えが非常に薄い、ほとんどなきにひとしい、こういうことについて、どういふように国内の耕作者に対して、収納代金の引き上げなり、あるいはその他、たとえば常時栃木県のごときはひょう害にさらされる、あるいはまた、たばこの性質上、非常に気象条件にも左右されるというふうなことで被害も多いわけでありまして、そういうものなどに対しても農薬の補助一つやつたためしがありません。こういうことを考えまして、一部、災害補償等について前進はありましたが、もう少し耕作者に対する利益の還元、耕作者をもう少し大事にしていく、こういう面について、何かいまままでにやらなかつたようなものをこれからやつてやろう、こういうふうな考えはないかどうか、この点いかがですか。

○大塚説明員 生産性の向上した分に対しましては、四十二年の価格算定におきまして、四分の三の分だけは耕作者に還元いたすような方向で価格算定をいたしております。

○広瀬(秀)委員 その算定方式の中にはそういう思想が幾らか入つておるわけ。しかも、大体専売公社は、生産者にはほとんど品質に応じて買ひ上げという以外には金を出さないの、まことに有名であります。災害があつて、それを途中で食ひとめるために農民が一生懸命農薬を散布する。これ

は農林省関係の作物だったから、大体農業ぐらいいは、県や何かを通じて農林予算の中から農業を無償供与するなんというところは常時行なわれるわけですが、そういうこともない。少なくともその程度ぐらいいは、農業に対する無償供与、たとえばひょう害があった、あるいは風雨にたたかれた、そうして倒伏した葉がいたんだ、そういうようなところには、病害が出るわけでありまして、すぐに農民は薬剤の手当てをしなければならぬ、そういうことが常時ある。しかしこれは、算定方式の中には、そういうよい手間がかかって、よい費用がかかってというふうなことは、これは入っていないはずで、そういうふうなものに對してもう少し金を出す、ただ、指導と、それから生産性向上の半分ですか、平均値の半分は農民に返すという形をとっていますけれども、そういういまいき私が申し上げたような面、農民に對してきこまかいものをやばり出していくべきではないか。単なる指導だけで——農民の労苦に報いる金を出さないで、指導だけで生産性向上をはかっている、あるいは安定耕作をはかっているというところでは、もうそろそろ限界にきたのではないか。栃木県あたりでもこのところもう数年間にわたって減り続けているというふうなことは、やはり常襲災害地帯だというふうな、そういう面が非常に多いと思うのです。しかし、大体これからの長期計画のめどもついているのだから、耕作面積は大体確保できたからということで、長い伝統を持つというところにあまり冷たい仕打ちで、どんどんやめていきなさいと言わねばかりのことでは、非常に残念だと思わなければいけません。いままだ新しい耕作地帯なんか、より有力な作物なんかを導入されて、たばこ以上に有利だということになれば転換せざるを得ない、そうならば、やっぱり既存のところなんかまた頭を下げて頼まなければならぬという事態だつて出ないとも限らぬと思うわけです。そういうことは仮定の論議でありますけれども、いずれにしても、そういう点にきこまかい配慮を考慮してもらいたい

と思ひますが、總裁、どうですか。

○東海林説明員 いまのお説は非常にこもともだと思ひますので、今後のそういうような指導方針、ただ指導だけではなくて、全面的にそういうようなものを考慮して、あくまで耕作農民の立場というものを考えていきたい、かように考えております。

○広瀬委員 ぜひひとつそのようにお願いをいたしたいと思ひます。

次に、取納所の統廃合問題、取納取り扱所が大体全国に八百カ所近くある、これを半分くらいにしたい。これは抽象的な言い方としては、企業の合理化といひますか、効率化をはかっているというふうなことで、抽象的な理論としては了解できる面もあるわけでありまして、やはり非常に一つ一つ現地に当たって見ますと、やはり非常に農民がこれによって不便をこうむり、犠牲を受ける、こういうような面もあるわけでありまして、したがって、こういう面については、これから計画を着々と進められるようですね、その問題について、これによってどの程度公社としてメリットが生まれてくるのか、そういう問題についてこの際明らかにしていただきたいことと、それから地域の耕作者の意思というものをまろつきり無視したような形でこれを進めてはいかない問題だと思ひますので、そういう点について御意見を承っておきたい。

○東海林説明員 この問題は、実はほかの委員会でも再々申し上げておりますけれども、現在七百八十カ所、八百近いというふうな取納所がございまして、これを整理、統合するということとは、いまの運送関係、道路関係、経済関係から見まして、そうしたほうがいいのじゃないか、こういう考え方がございまして、したがって、いま御指摘のあるように、その地方の特性によって、そういうことを好まないというところには、御相談をしまして、これは強制的にやろうという考えではございせん。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○広瀬委員 そういうようにひとつお願いしたいと思ひます。

それから、長期計画を見ますと、製造工場、原料工場などの合理化計画があるわけでありまして、この問題は、大蔵大臣もお見えになりましたからやめておきます。

ただ、最後に専売の關係でもう一つお伺ひしておきますが、製造たばこの輸出ということについて、輸出市場を開拓していくという考え方、これをどの程度に専売公社としてウエートを置き、それをまた伸ばす見通し、こういうものがあるかどうか、こういう点についてお伺ひしたい。

○東海林説明員 葉たばこの輸出につきましては、これは優先的にやろうというところで努力しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、これはどつちかという頭打ちになっておるというふうなところになっております。したがって、国産葉を主体にしました国産のたばこというものの製品が輸出ができるかできないかということが、私どもにとりましては一つの活路なんです。これを積極的に伸ばしていこうということとして伸びておりませんが、現在のところは数量的にはたいくつも足りております。

○広瀬委員 最後に、たばこ耕作者共済年金制度、こういうものが、専売公社が財団法人全国葉たばこ耕作者共済会というものを認可をいたしまして葉たばこ耕作者の共済年金事業をやっておりますわけでありまして、約三十万人の耕作者のうち、これはもう発足して三年目を迎えておると思ひますが、まだわずかに四万人ちょっとこえた程度ですが、加入者しかなく、こういうことで、はたしてこれが年金事業として、定款等に盛り込まれた約束、給付というものが実施されていくのか、正常な運営がはたして可能なかどうか、こういうふうなもの数字によって——認可官庁としてまた監督官庁として、これは任意団体ではございせん、財団法人として認可をしているという監督の立場

にもあるわけでありまして、この現在の状況を明らかにしていただくと同時に、これについての今後の指導方針といひますか、監督の方針といひますか、そういうものをこの際お伺ひいたしておきたいと思ひます。

○大塚説明員 たばこ耕作者共済会のお話でございまして、なほ、おっしゃるとおり、四十年四月に発足をいたしております、現在二〇〇〇程度の加入者でございまして、

そこで、先ほどの確実であるかどうかというお話でございまして、予定利回りは一六・五％を見込んでおります、これに對して、四十年、四十一年の両方が七％以上、それは事務経費を差し引いた残りでございまして、現在のところ、健全な運営がいくつとっております。

○広瀬委員 責任を持ってそういうことが言ひ切れますか。その根拠はどういうところにあるのか。

○大塚説明員 先ほど申し上げました予定利回りを上回っているということが、その根拠だと存じます。

○広瀬委員 私どもとしては非常に疑問を持っておりますが、きょうは時間がありませんで、いづれまた別の機会にその問題を取り上げたいと思ひます。

大蔵大臣がお見えになりましたので、専売関係で一つだけお聞きをいたしたいと思ひますが、昭和二十九年までは、専売公社には内部留保と申しますか、そういうもので大体千三百億円程度手持ちがあつたといわれるわけでありまして、その後専売納付金の方式を變えることによりまして、その手持ち金を食いつぶして、しかも今日では、国庫納付金をするためにかなり長期の借入れ金、一年をこえる借り入れ金が増大を遂げて、今日では非常に大きな額にのぼつてゐる、こういう状態になっている。国庫納付金をやるために、いかに借金をしている、こういうふうな姿で、これはたなほろし資産が増加したのだから、たなほろし資産は当然利益金に計上さるべきだ、こ

のような措置を今回の改正でとりました。国が一般会計が公債を発行しておるといふようなときで

ていいものなのかどうか。外審の答申で「対内直接投資の自由化に関連するその他の問題」の三、

見ますと、いま程度の流入であればそう問題はな
いであろう。また、わが国の企業経営に影響を

おり、本年の四―六月では六千八百万ドルといふうにかなり大きい金額にのぼっております。

かし、一面同期間におきまして約同額の流出がございまして、純増ではほとんど横ばいのような形でございます。

年間のこういった形が今後どういうふうに移るかということは、流入がどういうふうに移るかということでございますが、これは御承知のとおり、最近におきましてアメリカの利子平準税の取り扱ひの改正の関係で、在外米銀行が貸付し出しに對しまして利子平準税がかからないということになりました。そういった突発的なことに伴いますところの一時的な影響、それからまた内外金利差、日本側の金融調整、また、向こうにおきます一時的な金利の低下といったふうなタイミングがぶつかった、そういった二、三の特殊的な要因が重なりまして、最近では流入額が非常に大きいのではないかというふうに考えます。年間を通して考えますれば、おそらくこういった規模は落ちていきまして、これを四倍したような金額には当然ならないのではないかというふうに考えます。

○広瀬(秀)委員 次に、最近の景気の動向と國際収支の問題について、見通しと対策についてお伺いしたいわけでありませう。

大蔵省が法人企業統計を発表されて、一、三月の段階で設備投資は三割増になつてゐる、こういうようなことをいわれております。設備投資が前年同期比でそういうことになつてゐる。こういう傾向はかなりこれからもことは続くのではないかと。最近、大来佐武郎さんがやつておられる十八カ月予想といひますか、日本経済研究センターが発表されたところによりますと、対前年比二四〇％ぐらいの設備投資の伸びもあるのじゃないか。これは、政府が予算を組んだ当時の予測からすれば非常に大きなものだと思うのです。大きな予測の食い違いであらうと思うのです。そういうふうな、最近、ある見方からすれば、設備投資のほうも比較的落ちついた動きを示しているという見方もあるやうであります。やはり二十何％というやうなかなり高い成長を示すというやうなことが

あるわけでありませう。一方において、鉱工業生産指数なんかを見ましても、一七〇％ぐらいは伸びるだらうというやうなことの見通しも出ておるわけでありませう。そういうやうな中で、國際収支のほうは、ことしの一月から、通関ベースで見ると、輸入は、少なくなつても輸出が減り続け、輸入が増大を続けている。その貿易じりにおける累積赤字だけでも七億四千三百万ドル、これはたいへんな数字だと思ふのですが、こういうやうなことになる。三月、四月だけ見ましても、これは史上三番目ぐらいの赤字にもなつてゐる。こういうやうな数字まで五月あたりには出てゐる。こういうやうなことでございませう。三十九年のときにもかなりこういう事態が出た。しかしあのときには、下期においてアメリカの景気上昇というやうな局面に救われて、輸出の面で非常に改善されてきた条件があつた。だけれども、今回の場合は、世界的に先進諸國が昨年よりも少なくとも経済の實質成長率が鈍化を起している。アメリカなんかでも、去年の五・四％に比して四〇％ぐらいに落ちるだらうといわれ、西ドイツが二・五％が一〇％ぐらいに落ちるといわれる、イギリスも同様だ、フランスも下回る、イタリアも下回る、こういうやうな景気予測も出てゐるわけだ。そうしますと、なかなかたいへんなことになるのではないかと。大来さんの見通しはかなり樂觀的で、短資などの流入を考えれば、結局外貨準備などは減らないだらう、しかし、貿易収支は大体二、三億ドルの赤字が出るだらう、二億八千万ドルとかはじいてゐますね。しかし、大蔵省の見通しとしては――

やはり一番いま警戒を深めてゐるのは大蔵省だといわれてゐるわけでありませう。五億ドルという数字まで最近では出てゐる。六月二十二日の朝日にそういう大蔵省の見通しが語られたという報道もされてゐるわけでありませう。総合収支じりでの赤字が、貿易との關係、その他の貿易外収支の關係等で一体どのくらいになるだらう、この見通しのかんによつては、やはり金融政策、財政政

策なども、あるいはいまポリシミックスといわれるやうな両面のもも必要になつてくるだらうと思ふのですが、こういう点について、見通しと、それから対策という点についてお話をいただきたいと思ふのです。

○水田國務大臣 御指摘のように、設備投資、在庫投資、個人消費といふものはいまきつめて堅調でございませう。と同時に、鉱工業生産といふものもかなり伸びておりました。やはり急上昇期にある。需要が伸び、供給が伸びてゐる。いま経済の拡大してゐることは確かでございますが、この拡大が比較的均衡を得てゐる。均衡拡大といふことがちよつと現在の経済情勢の一つの特徴をなしてゐるだらうと私は考えてゐます。

この均衡拡大のこれからの先行きがどうなるかといふことが問題でございますが、たとえば、工作機械の製造部門のごときを見ますと、二年近い受注をもうみな持つてゐる。フル操業だ。そこまですばらたら工作機械製造業自身が設備投資をやるかといひますと、ここが非常に慎重でございまして、そう簡単にそういう部門からの設備投資が始まつてゐないといふことになりませう。三十九年ごろに見られましたやうに、設備投資が設備投資を呼ぶといふやうな状態、過熱状態といふものが見られない、いまのところ心配するような様相を呈してゐないといふことが一つの安心材料になつておりました。物価がそう破綻を來たしてゐない、大きな変化を示してゐないといふことも、そういうところから來ておるものだらうと思ひます。そうしますと、国内経済は、いま国内だけで見ますと、わりあいに均衡をとつた行き方をしているといふことが言えると思ひますが、その中心が設備投資であるといふことになりませう。國際収支においては輸入がだんだんにふえてくる傾向にあります。また一方、米國經濟の停滞というやうなことから輸出が伸び悩んでおることも事実でございまして、四月、五月、六月、第一四半期で大體國際収支が二億ドル、非常な赤字を出すといふ状態になつてゐると思ひます。この調子で今後第

二四半期、第三四半期へいくといふことですと、おっしゃられるやうにいろいろ心配しなければならぬ点があると思ひますが、ただ、いま鉄鋼業を中心として第一四半期の末ごろから輸出意欲といふものが非常に出てきておるといふことと、鉄鋼、鉄鋼の原料といふやうなものの輸入がピークを越えたといふ事情もございませう。輸入は増大傾向にございませうが、伸び率がいままでの調子の輸入といふものは避けられるのじゃないか。それから、一方、アメリカ經濟も下期から回復されるといふことは、一つの通説になつておりますし、これに伴つて、私は、輸出もいまのやうな程度の伸びではない、下半期にいつてある程度の輸出も期待される。最初政府がきめた輸出の予想よりも、輸出會議において多い輸出予想を持つたといふこともそういう事情からだらうと思ひますが、そうしますと、この經濟の拡大が外貨の資金繰りで始末できないほどのことになるかどうかといふところがやはり最後の問題でございまして、外貨の資金繰りで何とかやつていける範圍の国内均衡拡大なら、そう心配することはない。しかも、設備投資からくる一時的な國際収支のアンバランスといふものは、將來、すぐにこれが輸出増になつて黒字に轉換する要素を含んだ一時的なアンバランスといふことになりませう。これが資金繰りで切り抜けていける範圍のものであつたら、そうばたばたしなくてもいいといふことになりませう。私も、その点をどの程度に調整するかといふことで、一方、国内の經濟においてその伸びをならすやうに、なるべく押さへていくと同時に、一方、輸出増進策を著実にいつていくといふやうなことで、その間に介在する金融問題も財政政策をうまくやつて切り抜けることができるのなら、今年度の經濟運営はそう心配しないであらう。今年度の經濟運営はそう心配しないであらう。全体の見通しとしては、いま私はそういうふうな考えを述べてゐます。

○廣瀬(秀)委員 いまのところ、そういういわば樂觀的な考えがある。しかし、ベトナム戦争は、

いよいよアメリカもこれ以上拡大はできないやうなところまできている。何らかの形で北爆あたりも停止をしようというやうな空想もあるというやうなところになってまいります。アメリカの景気後退というのが、意外に早い時期に下期の日本経済を左右するやうな大きな影響がそういう面からも出てくるのじゃないかということ、輸出の増強という面がかなり支障を来すというやうなことも考えられるのではないかと、そういうこともあるわけでありまして。

そういう場合を想定いたしまして、何らかの手を打つという一これは税の自然増収の問題、公債発行の繰り延べ、それをさらにだけ削減するかというやうな見通しとも関連をしてくると思ひます。フィスカルポリシー、マネタリーポリシー、両方弾力的に運用しながら過熱を押えていく、また、景気局面に対応していくやうな諸施策をやられる、いわばそういう面での政策判断の時期は大体どのくらいの時期になるだろうか、その時期をひとつお聞かせいただきたいわけでありま

す。それと、時間がないものですから、あと公債発行の問題で、七、八月の金融逼迫期に去年の三百億円の実績を百億円で減らして、それを九月に持つていく、こういう措置を決定せられたわけでありまして。これは当然の措置であると思ひますが、大蔵大臣も八千億円の公債発行の予定額に対して三百億円の減額は減らしたい、最終的に昭和四十二年度全体を通じてそのくらい減らしたいというめどを持つておられるやうであります。自然増収というやうなことが見込みよりもかなり大幅にふえるだろう、これは五千億円をこえるのではないかとおられるやうなめども最近出てきた。そういう経済の見通しも出てきたというやうなことから考えまして、どのくらい一三百億円というのはいくらに低過ぎるのではないかと、やうなこともあるわけでありまして。もっと減らす可能性というものが大きく出てきておるのではないかと、こういうふうに思ふのですが、その点についてひとつお伺いいたします。

てひとつお伺いいたします。

○水田国務大臣 国際収支の見通しは、いま言いましたやうに、第一四半期で相当な赤字を出してありますが、まだ第二四半期は続くと思ひますので、これは九月まで情勢を見て、それから対策を考へるのがよいというふうに考へております。

それから、一方国債の問題でございますが、前に三百億円と申しましたのは、いま予定している国債を三百億円削減すると、初めて去年の国債依存率になるというのを言つたのでございまして、依存率を下げる方針だといつております。以上は、大体百億円以上になるだろうというふうに考へておりますが、しかし、それはいつ考へるかということになりまして、これはやはりその問題を具体的に考へる時期はここの十一月以降になるというふうにいまのところは考へております。

○広瀬(秀)委員 そういうやうにひとつお願いしたいと思ふのですが、もう一点だけ質問をいたします。時間がもうありませんので、これ以上いたしません。

在韓商社の課税問題ということで塩崎主税局長が韓国に行かれた。それで、大蔵大臣あるいは主税局長、大蔵次官等が佐藤総理ともいろいろ協議をされたということがあるわけでありまして、これは国際租税協定の精神からいへば、非常にものすごい、まさに非常識なことが行なわれておる、こういうことのものであります。日本における韓国の在日法人、企業、そういうものに対しては内国人並みの待遇をちゃんとしておるけれども、それがとられていない。まさに、こういう面では日韓条約において当時政府が国民に約束した、ほんとうにこれによって、日韓の關係というものは実に友愛と信義の中で友好が促進されるのだというものであります。ところが韓国政府のやり方というものが、あの選挙における非民主的なやり方といひ、またこういう問題についても、在韓商社に対して課税上非常な不平等待遇をしておる。しかも、何かそれを取り除く材料に絶えず使つておるといふやうな面が出ておると思ひます。けさの新聞

にも、いろいろな援助の強化というやうなことを最近申し入れてきておるといふ、こういうやうなことをえさにしながらそういうものを獲得していかうというやうな態度もあるのではないかと、こういうやうな考えも持つわけでありまして。關係の一人として、この問題を今後どういふやうに、いかにして、国際租税協定の精神、内国民と同一待遇を租税の面でやつていくという精神から今後どういふ態度で臨んでいくか、この問題について、今日の実情を、簡単に、韓国へ行かれた主税局長からお話いただいて、あと、今後の政策の進め方について大蔵大臣から伺いたいと思ひます。

○塩崎政府委員 在韓日本商社の課税問題は、たびたび新聞紙上でも報道されておるとおりでございます。

韓国の税制が、いろいろな意味におきまして、私どもが見ましたところ、十分国際的慣行に従つておるといふやうなこともまだまだ見受けられないやうでございます。そんなやうな意味におきまして、外国企業、ことに支店を持つてます外国企業に対する課税が、私どもの見るところ、少し国際慣行からはずれておるのではないかと、さらにまた、第二点といたしまして、特殊な取引形態が日本商社にはございまして、特殊な取引形態が日本商社にはございまして、そういう点につきましても、どうも他の国の企業と類似して課税される利益率の認定その他について、そういう意味では相当問題があるかのように見受けられるわけでございます。

こういった問題を解決するには、何と申しまして、租税協定が一つの取っかかりであり、先決問題であります。そんなやうな意味で、私どもは、先般お許しを得まして韓国へ参りまして、租税協定の基本的な考え方を説明し、さらにまた、外国企業に対する私どもの課税のしかた、これらを説明いたしまして、できる限り国際慣行に合ふやうな課税方式をお願いしてまいつたやうな次第でございます。また、これに對しましては、先方といたしましては十分検討をする、こういうお話がございましたけれども、確定的な返事はない

段階でございます。

○水田国務大臣 主税局長がいま説明しましたやうに、たとえば、商社にしましても、日本の商社はわずかな手数料でやつてゐる。しかし、向こうの商社は、商社と名がついても、実質的に相当大きい取引の利益を得ているというやうなことから、商社の利益に対する考へ方が違ふというところから、日本の商社へ不当な課税をするというやうな問題が起つておるやうなことが、要するに、まだ国際慣行に従つて租税協定を行なうやうな、ほんとうの先進的な税制が向こう自身にも確立してないというやうな問題もございまして、今後両国でこれをじっくり討議し相談すれば、一応国際慣行に合つたやうな両国間の租税協定はできるといふふうに私は考へておるやうな、今後その交渉を、相当長引くかもしれませんが、両国でやつていく、この租税協定は必ずここで成立させたいといふふうに考へておるやうな。

○広瀬(秀)委員 それは早急に、しかも、何か日本が対韓問題については屈辱的な立場に今日立つておる、何かと言ひがかりをつけられては、それに屈しておるやうな状況が見られるわけでありまして、佐藤総理、きょうですか、大統領就任のお祝ひに行かれるやうでありますけれども、そういうものをほつたらかしてはおいては、ほんとうの友好關係なんというものは生まれるはずないわけ、その点、ひとつ日本の堂々たる立場を主張して、すみやかに租税協定が諸外国並みに、国際慣行並みにできるように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○内田委員 長 おはかりいたします。日本専売公社法の一部を改正する法律案の質疑は終了いたしておりますので、この際、大蔵大臣に對する一般質問を一時中断して、本案の採決に入り、討論の申し出がありませんので、直ちに本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、従来どおり、委員長に御一任願います。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 引き続き、大蔵大臣に対する一般質問を続行いたします。平林剛君。

○平林委員 きょう私が取り上げる問題は、中小金融の制度をめぐりまして、金融制度に関する調査会がいろいろな試案をめぐって議論をしておりますけれども、専門的な今後のあり方につきましては別の機会に譲ることにいたしました。私は、最近の動きをめぐって、中小金融機関に起きている問題を指摘して、政府の考えをただしていきたいと考えておるわけでございます。

そこで、具体的な問題に入る前に、大蔵大臣に一つ、二つ前提としてのお尋ねをしておきたいと思ひます。

ただいま申し上げたように、金融制度調査会では中小金融機関のビジョンを求めて三つの試案、滝口試案と呼ばれるものと、末松試案とか、川口試案とか呼ばれる幾つかの構想が議論の対象になっておるようでございますが、この結論というのはいくつあるか、中身の説明はけっこうでございますが、いづつ出る見込みであるかというその時期の目標についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○澄田政府委員 私のほうからお答え申し上げます。

ただいまの中小企業金融問題は、特別委員会を設けて特別委員会でもう一度検討いたしておりますが、特別委員会の結論を得て、金融制度調査会の答申というふうな形になる時期といたしましては、私どものいまの予想では、十月ないし十一月、

こういうところにはそういう運びに持ってまいりたい、こういうふうな考えております。

○平林委員 そこで、要約して、そのいま議論をされておる三つの試案をいえば、最近の中小金融機関のいろいろな問題点を検討して、たとえば、金融の態度が一般銀行と非常に類型化してきたということや、大口貸し出しが多くなった、それからまた、最近の状況から見ても、信用金庫と相互銀行、相互銀行と普通銀行というふうな形で、異種の金融機関が合併もしくは統合していくというふうな考え方が示されておるわけでございますが、大蔵大臣、もしも十月の末、十一月一ぱいくらいまでの間に結論が出てまいりましたならば、いまの見通しとしては、こうした異種の金融機関の合併、統合を促進するよう何らかの法律案を用意するつもりでございましょうか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○水田国務大臣 いわゆる資本の自由化というものをめぐって、これに直面して今後一番むずかしい問題は、金融制度の問題ではないかと私は考えております。いままではこれでよかったのですが、貿易の自由化までは何とかしたとしても、いよいよ資本の自由化という段階に入りましたら、日本の長期資金のあり方はこのままではいけない、やはりもう一段金利の水準が下がる体制がとられなければならぬということにはつきりしておりますので、そういう意味から申しますと、金融制度調査会に諮問するのは、この中小企業金融機関の今後のあり方についての諮問が先であつたかとすら私は思つておるわけでございまして、いづれにしろ、一方の答申がもうこの秋には出されるという状態になりましたので、それとすぐに追つかけて、銀行のあり方についても、私は引き続き検討してもらいたいというふうに考えています。ですから、ほんとうはその二つを寄せ合ふべきで、ほんとうの金融機関対策というものはできないんじゃないかと思つておりますが、しかし、答申が出ましたら、先にいつてどうしよう

うとしても、とりあえずこの異種の機関が合併できるといふことは、法律制度としての道だけは開いておきたい、そういう立法措置はとりたいたいというふうにいまのところ考えております。

○平林委員 将来の金融制度のあり方につきましては、いま大蔵大臣がお話しになりましたように、単に中小金融だけでなく、全般的金融につきましても検討が当然必要でありますし、そのことについて、金融証券小委員会でも専門的に検討を続けるものと私は期待をしておるわけでございします。ただ、私がこれから取り上げようと思ひますのは、さしあたり中小金融の制度についていろいろ議論がある中で、将来のビジョンを描いて、それに幾つかの試案が出されて、そしてそれをどういふふうにとまとめいくかということももちろん大事なことでありますけれども、私に言わせると、いま表で議論をされておるものは、そうしたそれぞれの試案、将来における金融制度のビジョンを目ざしておるけれども、試案そのものの議論が行なわれておらずして、そして、私に言わせると、それは試案それぞれが一つの設計図を描いてやつておるだけだ。それはもちろん大事なことだけれども、私は、いま信用金庫とかあるいは信用組合とか相互銀行というものは、それぞれ特殊な沿革を持って、それぞれ分野でその仕事をしておるわけでございしますから、いまの制度の中でどういふ点を解決しなければならぬか、いまの制度の中で欠陥がないか、そしてまた、それぞれの特質を助長していくようなやり方はどうあるべきかというふうなことがもう少し議論されなければならぬではないかという感じを持っておるわけでありまして、そのことを政府においても検討していただきたいと思ひまして、私はきょうこれから少し問題を投げかけていきたい、こう思ひまして質問に立つたわけでございします。

大蔵大臣はゴルフには関心をお持ちでしょうか。――かりにゴルフに関心がなくても、金融の問題としては総責任者でありますから、初めに、こういう問題を御存じかどうかをお尋ねをしてみたいと思ひます。

それは三和開発という会社が昨年倒産をいたしました。株式会社三和開発、これは昭和二十五年九月に創設されたものでございまして、資本金が四億五千万円、事業目的はゴルフ場の建設、経営を主体としたもので、ホール経営とか不動産等についても事業目的にしておる会社でございしますけれども、神奈川県に葉山国際ゴルフ場の経営をしておたわけでございします。また新葉山ゴルフ場、さらに倒産の一つの動機になりましたのがシーサイドゴルフ場の建設、いずれも神奈川県にあるゴルフ場なんです。この会社が負債総額五十億円あるいは六十億円ともいわれておるのですけれども、巨額の負債をかかえて倒産をしたという事件を大臣記憶されておりますか。

○水田国務大臣 内容はあまりよく存じておりません。

○平林委員 銀行局長のほうはどうですか。

○澄田政府委員 私は具体的な事例を詳しくは存じておりませんが、そういう問題があり、そして、それに対して一応當時調べたものがあるようでございしますので、いまその書類を手元でちょっと見ていたところでございします。

○平林委員 最近では、特に昨年来は、ゴルフ場の経営で行き詰まつて倒産が多くなつたというのが目立つた事例でございします。三和開発だけでなく、昨年来、一時のゴルフブームに浮かれました、ゴルフ場経営が、ある意味では向こう見ずに過当競争が行なわれた。そして破れ去つた会社だけで、たとえて言うところ、昭和振興というゴルフ場経営の会社は、負債二十億円を残しまして昨年の十月倒産をしております。不渡りを出したところもございします。筑波開発というのも負債七億円を残しまして去年の十一月、私がいま取り上げておる三和開発が、ゴルフ業界最大の負債をかかえて、昨年十一月不渡りを出したことから倒産をしたわけであります。このほかにも鎌倉カントリークラブが十二億円の負債を残して昨年十二月、富士湖観光開発も五億円を残して去年の十二月い

ずれも倒産、不渡りを出して問題を提起いたしてまいりました。

いま大蔵大臣はあまりよく御存じない、銀行局長は昔の書類を調べておるといってお話でございしますが、私は、金融の大元締めである大蔵省が、私のこの質問に対して、どこに焦点があるか、どこに問題があるかということを感じないか、ということに——最近の中小金融機関のあり方に対し警告をしなければならぬということなんでありませう。

この倒産をした会社に融資をしてある金融機関を私調べてみました。また関係のある金融機関は、都市銀行が七行、地方銀行が一行、相互銀行が三行、生保関係が二社、信用組合が三つ、それが個人金融業者、これとともに神奈川、東京を含めて信用金庫が十五関係しております。しかも、東京のTという信用金庫は純債額一億九千三百萬圓、荒川にあるN信用金庫は一億二千二百萬圓、大田にあるHという信用金庫は一億圓、この十五の信用金庫だけで総額九億九千四百萬圓の融資をしておるわけでございませう。この純債額を負うた信用金庫あるいは相互銀行、都市銀行、それぞれ事情はございまいしうけれども、内容を調べてみると、担保力も十分でない、そしてまた、かなりずさんな貸し付けが行なわれておる、そしてその融資をめぐっていろいろの報道がされておる、こういうことを承知しておるわけでございまして、こうした状況について、私は、銀行局長がもう少しびんときて、的確な指導に乗り出さなければならぬと思うのでございませうけれども、政府のお考えをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○澄田政府委員 私我先ほど古い書類を調べている、こう申し上げましたのは、実は、きょうこの問題の御質問があるというふうな用意がございまして、係のほうからいま書類を取り寄せておったところであったのでそう申し上げたのでございませう。

内容は当時もちろん調べておりました、ただいまお示しの金融機関の貸し出し状況等につきま

ては、こまかい数字は別といたしまして、大体においてそういうような状況になっております。ことに、信用金庫が全部で十五金庫これに貸し出しているというところは事実でございませう。担保等につきましては、三和開発はゴルフ場の建設と、それから住宅用の分譲事業の開発というふうなことをやっております、相当の不動産を持っておりまして、担保状況は、金庫によっては若干不足しているところがあるかもしれませんが、おおむね債権額をカバーできるのではないかと、これは換価処分にも相当な時間がかかる困難もあるという問題はもちろんでございませう。そういう状況でございませう。

いま私どもの手元でわかっておりますのでは、一つの信用金庫だけが担保設定が高順位のために一部不足がある、こういうような数字を手についております。信用金庫の貸し出しのあり方としては、本件に遺憾な点があるというところは御指摘のとおりでございまして、信用金庫に対しては、当時厳重に注意をいたしましたわけでございませう。

○平林委員 私、大体その明細を持っておるわけでございませうけれども、いまのあなたのお答えそのものにも問題があるかと私は思うのです。なぜかというところ、こうした事態について鋭い感覚がない。そしてまた、必要な措置をとることにゆるみがある。それは現在の中小金融機関のあり方がい

ろんな形で議論される最大の原因になる。もちろん、金融機関が不動産業その他に融資するということは、これは悪いというわけじゃございませう。そして、この三和開発の融資機関の中におきましても、商業ベースで融資した機関もありませうし、信用金庫もあることは承知いたします。しかし、いま担保力が十分あると言いましたけれども、ゴルフ場なんというものはそれができ上がった初めて価値があるものであつて、換価すればどうだ、いま担保力が出るというお話でございませうけれども、ゴルフ場が経営されなければ、山の奥にあるものは百の値打ちもないのですよ。それが担保力が出るなんというのは何年先になるかわ

からぬというようなことでございまして、そうしたいまのお答えそのものに、まだこうしたことの取り扱ひの深刻さをお感じになっていないのじゃないか。直接銀行局長がすべてこまかいところまで目を届かせるというわけにはいかぬでしょうけれども、私はその点を指摘しなければならぬと考へておるわけでございませう。同時に、こうしたレジャー産業に対して、信用金庫というものの性格から考へて、一億数千萬圓の融資をするというところが妥当であるかどうか。

いまあなたは厳重な注意をしたと言いますけれども、厳重な注意というのは、一体どういうことですか。それによって改められるものでなければならぬ、あるいは、それに対して通達を出しましたといつて、しかし、それに注意をしたり通達を出しても、それは形式ですよ。実効が伴っていないければ何にもならぬわけだ。私は、自行の責任体制を越え、一つの法令を無視して、そうして不当なことをやった場合にはきびしい行政措置をとるということが必要ではないかと思うのです。これにつきまして、あなたは厳重な注意をやったと言ふけれども、どういふふうになさうしたか。これをお尋ねしたい。

○澄田政府委員 本件につきましては、当時それぞれ監督している財務局において、責任者に対して、今度の債権保全について十分に努力をするようにというところで、個別的にいろいろの厳重な警告と慎重な指導というふうなことでやられております。

現在の状態におきましては、こういう事態が発生いたしましたので、信用金庫の融資のあり方として問題のあるのは御指摘のとおりでございませう。したがって、今後の中小金融制度の検討という場合におきましても、信用金庫の融資限度、融資対象等について、こういう事例を一つの先例といひまして十分検討してまいりたい、こういうふうな融資が今後繰り返されることのないように、その点については、十分われわれとしては今後努

力をしてまいりたい、こう考へております。すでに発生しました三和開発に対する債権の回収という問題は、今後監督権によって十分この目的を達するように指導していくつもりでございませう。

○平林委員 大蔵省は、こうした一つの問題が起るたびに指導方針を出し、厳重な注意をやり、行政措置をとられる。しかし、それがみな空文に終わっているのです。そんなものはどく吹く風かというところで、それがそのまま放置されておるといふ現状なのです。

少なくとも、大蔵省のいまのような態度をとっていることに對して、世間はもういっているか。大蔵省が強い態度で監督指導できないという背景には、この融資あつせん元の大蔵官僚がいるからだ、三和開発の融資の背景に元大蔵官僚がいるからだ、それから信用金庫界の政治的な意味では大ものと呼ばれる人がいるからだ、こゝいわれて

いるのです。こういうことに對しまして、銀行局はどの程度まで御承知になっておりますか。

○澄田政府委員 本件については、三和開発の取引停止処分がありまして、不渡りが発生した以後に事業を承知いたしましたわけでございませう。それ以前につきましては、いまお話のようないろいろ政治的な動きがあったというふうなことは、全然私も承知をいたしておりませう。事実が起りまして、そして内容をいろいろ調べてみた、そして貸し出しの状況ないし債権の保全の状況というふうな点に遺憾な点があるということを知った次第でございませう。

○平林委員 そのら辺が問題なのですね。私は、そうしたことをもう少し——監督指導の任に当たる者は、ただ厳重な注意をしたらい、通達を出したらそれで済んだというものでなしに、実効のある形がとれなかつたら、もう役人をばかにしておりますよ。大蔵省の監督指導は何だ。私はある関係の人に聞いたことがある。何と言つたつて平気ですよ。そんなものがあつたつて、ちゃんと手を打つてある、こゝ言われているのですよ。同時に、今度の場合でも、倒産の寸前、もう企業が悪

がある。こういう事例があるわけであり、金庫の監督あるいは検査等を通じて、役員の構成等についても、実情に應じてかなり強く注意はいたしておりますが、何と申しまして、現在の金庫の制度からいってそういうふうな選任が行なわれやすい、行なわれたものは任期中そのまま続いている、という、こういう形でございますので、なかなか思うにまかせないという実情でございます。ただ、金庫の実態の検査等の場合に、同族の場合等は、ことに債権等について情実的な貸し出しにおちいりやすいとか、債権の保全に十分でないというような弊が出やすいのでありますので、そういうことが出ないようにというふうなことで、監査の場合にも十分注意はいたしております。先ほど関東財務局の中の数字をおっしゃいましたが、私

どものほうで同族的経営とそうでない経営とでもって、経営のいろんな指標で見まして、たとえば不良貸し出しのような、分類資産と申しておりますが、そういう分類資産の狀態を同族的なところとそうでないところと比較もしておりますが、いままでのところ、必ずしも同族的なところのほうがそういう分類資産が高いというようなことにはなっておりません。これは関東だけの例で全

体のあねはできませんが、関東だけで申しますと、同族的なところのほうが全体の水準よりはむしろ低いというような結果が出ております。したがって、同族なるがゆえに直ちに非常な弊害があると断ずるわけにはまいりますが、そういうような傾向はやはり問題ではありますし、今後の制度検討等の場合には十分その弊を是正できるようにしたいと思います。

に、そういうふう坚持下去いきたい、こういうふう
に考えております。

○吉田(電)委員長代理 関連質問を許します。只
松祐治君。

○只松委員 いま平林委員が追及されておるよう
な問題は、私どものところにも三通くらい投書が

来ております。いづれ私も聞こうと思っておったんですが、平林君の質問に関連して一点だけ聞いておきます。

一つは、政治家が介在して相当多額の顧問料を取つておる、こういう声が外部から出ております。それからいま一つは、経理が乱脈をきわめておる。いま一つ問題になっておりますのは、同族で前のおやじさんがなくなつて、優秀な専務理事が理事長になる、こういう段取りになっておつたら、そのむすこがちょっとぐれたようなむすこだつたらいいんですが、策を弄しましてその専務理事の権限を奪つて、本店ではなくて支店のほうに全部判こや何か一切持つていつて、そこで専決処分を行なつた。こういうことをして、いろんな工作をして、むすこがこれに乗つ取つた。これは東京の信用金庫です。こういう同族の弊というのは非常に多きに及んでおります。平林委員の御指摘のような恣意的な運営というのが相当目に余るものがある。こういう点について御存じであるかどうか。それから平林委員の指摘しておりますように、――時間がなくて、こういうことがあるが、――と時間を聞いただけにとどめておきますが、もつと指導監督というものが、そういう面で強化されなければならぬが、そういう点があるかどうか、ひとつはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○澄田政府委員 いま御指摘の同族の問題の、第三番目の具体例でございますが、それはいま手元の資料ではちよつと思ひ当たるものがございませんで、これもさつそく調査をいたします。

全体として、信用金庫につきましてもいま御指摘のようないろいろの問題があることは、私どもももちろん耳にしているところもございします。信用金庫の現在の会員制度として、――会員は一口出資最低は五十円くらいからあるようございします。五百円とか千円とかというふうな出資をすることでは会員になれる、そうして会員から総代を選ぶ、理事長は総代会で選任するといふことではございします。これは会員も、きわめて名目的と申しますか、金を払うだけで会員になる、そこもノミナルでございますし、今度は会員の理事者の行為に対するチェックという点もきわめて不徹底な形

になっております。

〔吉田(重)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕

これは制度的な欠陥だけで片づけるわけにはいきませんが、そういう面が非常にあるわけではございまして、そういう点は、今後の大きな問題点として、制度改正の重点として大いにやりたい、こういうふうな考えております。

○平林委員 幸いに、今日同族経営のものが、すべてが何か隠れておるといふものではない。特にそういう点には重点を払つて、誤りのないようにな監査をしていくといふ基本的な態度をとつて未然に発生を防止していくことも必要でありますけれども、制度的にもやはり検討すべき課題だと思ひますので、政府で十分結論を出すように努力をしてもらいたいと思ひます。

きょうは中小企業金融機関の中で主としてまいたにのせたのは信金関係だが、相互銀行にもあると思ひます。きょうは時間がありませんから言ひませんが、そういう問題がやみからやみへ葬られておる事情の一つに、大蔵省の官僚の人たちが、そうした相互銀行、信用金庫界に天下りをしておる。私、この間進出と言つたのですが、進出はちよつと上品過ぎることばで、侵略、こういう批判もございしました。しかし私は、有能な人材がその実力を買われて金融機関に行かれることは、これはけつこくなことだと思ひます。その人がそういう意味で能力を発揮できるという意味であるならば大いにけつこくなことである。しかしながら進出が侵略になつてくるということになると問題がある。私は、もう時間がありませんから言ひませんが、ここに調査をしていただきました相互銀行役員への就職の状況あるいは信用金庫役員への就職の状況、四十年、四十一年を通じまして、かなりの数の人たちが、上品なことばでいへば進出をしておる。中には侵略もあるかもしれない、天下りもあるかもしれない。こういう傾向は、やはり適当な限界を設けてチェックをしていく必要があるのではないだろうか。また、こういうところ

ろに進出をしたところの大蔵省の人たちが会をつくつておる。御存じですね。これは名前は申し上げませんけれども、親睦会のようなものをつくつておる。そして、この中におきましては、何か信用金庫の問題があると、そこへ大蔵省の役人が進出をするといふようなことになつて、進出をすると同時に問題が表に出なくなる、こういうような批判もあるわけでありまして。中には、一つの信用金庫で問題を起しなげら、次の信用金庫に綱渡りをしていくといふ人もいます。ハそう飛びまではないけれども、二つ、三つかえるような人たちが例としてはあるわけではございします。結局、役人といふのは非常に結束がかたいといふことは非常にいいことだけれども、場合によつては、それが悪い弊害を起すといふことも考えられるわけではございします。

そこで、同族会社の経営とともに、大蔵官僚がその人材を買われて就職をする場合は別にいたしましても、これが問題がある信用金庫界に対する進出、侵略、それが口実となつて大蔵省の官僚の就職口がきまるといふようなことは避けていかなければならぬ。大蔵大臣としては、私のこの見解についてどういふお考えであるか、そして、こうした批判に對してどういふ形でこたえていたらいいかといふお考えをひとつ聞かしていただきたい。

○水田國務大臣 信用金庫、相互銀行の数は非常に多いのですから、それから見ますと、いまおっしゃられる進出でありますか、一年に人事院の許可を受ける十何件という程度のものは、そう多いものではないといふふうに私は考えています。やはりその大部分は、大蔵省といふところが特殊なところではございしますから、予算事務、会計事務に十分経験のあるといふところから人材として求められる場合がほとんど全部であるといふのが、いままでの大体実情だと思ひます。そこで、求められた結果、行つて果たす役割りが、いま言つたようなものについてのある程度役割りを果たすかもしれないが、同時に、私の知っている限り

においては、監督官庁から来ているといふことで、いままでは、みんなお互いがいおばあなあでやつておつた仕事も、今度はこれがいつ監督官庁にわからぬとも限らぬといふので、非常に用心して、経営のあり方がよくなつていくといふほうの機能を果たしておる点も多い。私の知っている限りではそういうのが非常に多いと思つておりますので、人材として求められる範囲においては、だんだんこういうところへ行くことは一向差しつかえないと思ひますが、それによつて、いまあなたが心配されているような機能を果たして、本省が監督を誤るというふうな方向へ行くのでした。これはたいへんなことではございしますので、これは嚴重に注意しなければならぬと思ひます。

○平林委員 大臣の答弁は、ちよつと私は不適当だと思はれる個所があるのです。というのは、大蔵省の官僚がそこへ入れば大蔵省に通報されると思つて、ちゃんと肅正をされて、きちんとするなといふ考え方はおかしいのです。それなら、大蔵省の役人のいないところはみんな怪しいといふことに通ずるじやございせんか。私は、それはあべこべだと思ひます。この点は、きょう別にあなたのことばの一部をとらえてあれしませんが、本質的な点はひとつ考へてもらわなければならぬ。そしてこれについては、やはり世間から批判をされないような範囲内にとどめるとか、そうした点については配慮をしてもらひたい。

時間がございせんから結論を申し上げます。先ほど申し上げた三和開発の問題についても、元の大蔵官僚が介在することによつて融資を拡大し、しかも倒産寸前にやる。信用金庫界の政治的な大立て者がある。これだけならいいけれども、まだほかにも手を伸ばしている。こういうことで、大蔵省の役人の人々、それから信用金庫界の、そうした間違つた考え方の者と一緒になつたとき、中小企業金融といふものが破壊されていく、いまの信用金庫界をまじめに再建しようとする人もあるわけですから、そういう点を考えると、将

来の中小企業金融のあり方についても——いまは滝口試案とか末松試案とか川口試案とかいろいろあるが、将来のビジョンに向かっていくことは

けつこうだ。しかしそれは、その試案が単なる設計図に終わらない、そして、その設計図だけ議論しているのではなくて、いまの信用金庫あるいは信用組合、相互銀行、それぞれその制度は特殊な沿革を持って存在し、現に働きつつある、こういうことを考えますと、現在の金融制度を前提として、効果あるところの金融問題を考えていく、そして、現在の中小金融機関において同質化する

という傾向があるという指摘もございしますけれども、そのある部分、相当部分になるかもしれないけれども、行政指導にも問題がある点がある。同質化したとか大口化したとかいうようなことの中には、あるいは制度そのものではなくて、行政指導が十分行き届かない。あるいは大蔵大臣が言われたように、信用金庫界の民主化が十分でないから、その立場を利用して行なうというようなことも行なわれている。そうした面にむける問題点がある点もあるわけでございますから、こうした点についてもやはり十分警戒を払って、中小企業金融のほんとうのあり方というものを探求していただいたい。

きょうは私時間がありませんから、用意してまいりました資料の三分の一くらいしかお話できなかったが、これは私の手元にございしますから、いづれ銀行局長にもお話しします。そして、あなたのほうでひとつ点検をしてもらいたい。委員会では、質問はこの程度にしますけれども、そのことを希望いたします。なお、先ほど私が留保した問題は今後見守るということにし、質問を一応終わらしてもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

○毛利委員長代理 竹本委員。
○竹本委員 私は、問題を一つにしぼりまして、中小企業に与えられておる税法上の特別措置、特別な恩典を大企業が悪用し、乱用しておることに對して、どういふふうにかから対処していくべきかという問題についてお伺いをいたしたいと思

います。
最初に、主税局長に、いま中小企業のために特に考えられておる特別償却や割増し償却等の恩典といひますか、特別措置としてはどんなものがあるか、概略を簡単に話を願いたいと思

います。
○塩崎政府委員 特別措置のうち、中小企業に適用されるものにどんなものがあるかというお話でございします。近い機会にそれを一まとめにいたしまして、資料を提出するようにいま準備をして、今明日中には御提出できるかと思

います。
まず第一に、大きなものから申しますと、例の法人税の税率でございします。御案内のように、資本金一億円以下の法人につきましては、課税所得三百万円以下の部分につきましては軽減税率を適用してございします。留保部分につきましては、大法人は一律の三五%でございしますが、一億円以下の中小法人につきましては二八%という税率でございします。さらにまた、配当に充てられる部分につきましても、大法人は一律に二六%でございしますが、資本金一億円以下の法人につきましては二二%、こういった特別措置と申しますか、担税力しんしゃくの制度がございします。

そのほか、御案内のように、租税特別措置法の中でも中小企業構造改善準備金、あるいは中小企業貸し倒れ引き当て金、割り増し償却制度、さらにまた特定協同組合の課税の特例その他も多数にございしますが、大体におきまして、資本金を中小法人と大法人のメルクマールにいたしてお

います。
○竹本委員 これは一億円というあれがありましたけれども、いまお話の場合の特別考慮をしておる対象は、全般を通じていわれる中小企業というものの定義になりますが、どういふものでござい

ますか。人数、資本その他。
○塩崎政府委員 税率の点につきましては、単純に資本金基準をとっております。資本金が一億円以下ならば、いま申しました軽減税率を適用する

という単純な制度でございします。
なお、中小企業近代化促進法は中小企業近代化促進法の規定します中小企業

の定義をとっており、従業員の基準が入っておりますけれども、一般的に申しますれば、単純に資本金基準、こういうふうにお考えになって差しつかえないと思

います。
○竹本委員 そこで、そうした資本金だけで押えるという押え方が正しいかどうかは若干の意見もありま

すけれども、これは別といたしまして、かりに一億円の資本金で押えた場合でも、要するに、これは中小企業の育成という見地から考慮を払われておる問題と思

います。
そこで問題は、大きな会社が自分の支店を別な会社の名前にしちゃって、これを資本金五千万円なら五千万円の会社にしてお

る。そうして、中小企業の受けておるいろいろな特別償却や割り増し償却の恩典をそっくりいただいたとおるといふごまかしの、法の裏をくぐったといひますか、そういうことをやってお

る。
私は、きょう具体的な例をあげないとびんときませんので、具体的な例を申し上げますが、たとえば山崎パンという製パン会社がある。これは資本金十億円の会社のご

ざいしますけれども、工場をつくるとえ、大阪に支店といひますか、工場をつくる。

「毛利委員長代理退席、藤井委員長代理着席」
この場合に、これは株式会社山崎製パン大阪工場という形になるわけ

でございますけれども、それは説き方によつてどうでも説めるのですが、実はごまかしがそこにあるわけ

です。株式会社何々会社があつて、その大阪工場というものはなく、その大阪工場を別の株式会社にしておるのです。そういう形で、中小企業の受けておる恩典は全部資本金の關係で受けておるという例があるわけ

です。こういうものについて国税庁のほうはお調べになったことがあるか。また、そうしたやり方で中小企業を圧倒するものだから、中小企業は悲鳴を上げておる向きもあるよう

ですけれども、何かの訴えがあつたか、ひとつお伺いたしたい。
○泉政府委員 いまお尋ねの具体的な法人の子会社について調査いたしたことはござい

せんけれども、お話のように、各種の企業が自分で支店を設ける場合と、支店のかかりに子会社を設ける場合、これはあり得ること

でございします。
したがって、私も、法人の調査にあたりましては、単にその親会社だけの調査でなしに、子会社もあわせて調査いたしまして、双方について適正な課税を行なうという

ことを心がけておるつもりであります。具体的な事例については、調査がどういふふうに行なわれているか、いづれ後ほど調べました上で申し上げたいと思

います。
お話のように、資本金基準だけで中小企業の恩典を与えるべきでないといふふう

にやつておる場合に、実際は大会社であるにもかかわらず、資本金の小さい子会社をつくることによつて、そこは適用を受けるという点が問題

になるかと思ひますが、それは企業のやり方として、子会社をつくるかあるいは支店をつくるか、これは任意なわけでありまして、もしそれによつて課税上弊害が起きるといふことであります

れば、そこに税制上、資本金基準だけなしに、また、そういう資本金基準を考へる場合に、個々の法人だけなしにその親会社との関連を考へた制度にする、

こういうことを考へねばならぬかと思ひます。
しかし、支店を設けるか子会社をつくるかということは、本来自由なこと

でありますので、そこをどれだけ制限するのがいか、これはなかなか慎重に検討を要する問題であらう、このように考へております。

○竹本委員 ただいまの長官の御説明でございすけれども、課税上の弊害——もちろん課税上の弊害もいろいろ出るでし

ょうし、また営業上のいろいろな問題も出てくるわけですが、特に課税の問題に

しほつて考えましても、その場合に支店をつくるかあるいはそうしないか、それもまた会社

の任意、これもおっしゃるとおりでありますけれども、実質的にどうか大きな会社の支店と見られるべきものが、たまたまそういう子会社を資本金を五千万円くらいにして中小法人としてつくったという場合には、中小法人の受けるいろいろな税法上の恩恵は現在のところ一〇〇%そのまま受けておるかどうかが、まず事実についてお伺いしたい。

○塩崎政府委員 現在の、たとえばいま申し上げました税率につきましては、単純資本基準でございまして、この点、問題がございしますが、適用が受けられることになりました。

○竹本委員 そこで、立法論も含めていろいろ御検討をお願いしたいという意味で申し上げるわけでございますけれども、私、そういう例はほかにもありますが、一ついま申し上げるわけですが、これも、親会社と同じマークを使い、同じ宣伝広告、PR活動をやっておる。それから人事についても同じ人である。経理運営方針等についても親会社が完全にコントロールしておる。全く親会社の工場、支店であるに間違いのないということがだれが見てもはっきりしておる。ここにいろいろのものを持ってきておられます。また、会社の社長も、雑誌やあるいは新聞等における会見においては、私の会社であり、実は支店であるというようになことで公言しておるという場合にも、その税法上の中小企業にのみ与えらるべき特典をそのまま与えていくということは、どうも筋が通らぬではないか。あまりにも資本金その他名目、形式だけの基準でやるというものは、それこそいろいろな弊害があるのではないかと思いますので、まず大臣に、そうした法の裏をかいておるようなやり方に對してどう考えられますか、御所見を伺いたいと思います。

○水田国務大臣 いま国税庁長官が言いましたように、これが非常に弊害があるということでしたら、ただ資本金で規定する以外の何かの拘束を置かなければならぬというように考えますが、いまある、よくいわれております、たとえば大企業が

不動産部門を切り離して別会社にするとか、支店としていいと思うのを別の会社にするというものが、はたしてそれが税制上の問題から税をのがれるというためにやっているのかどうかということについては、私は簡単に言えないのではないかと思います。たとえば、支店を出す場合に、各地域においていろいろな地域差がある。同じ会社が経営するのでしたら待遇も何も全部一本で管理しなければならぬというのです。地方地方に別の会社として、これを独立な法人にして仕事をさせるというほうが、経営管理の上でも人事管理の上でも非常にいいというようになことで、支店にするかあるいは全部出資して子会社にするかといういろいろな問題が出てくると思います。税のほうからいいますと、一方のほうは独立した法人に、中小企業にするほうは非常に税が得になるという場合には、出資者に対して配当が多くなるというふうなことで、そこで有利になった部分は親会社が吸収するというところで、親会社が今度税金を払うということになりますし、これが税の回避のためにそういうことがやられておるかどうかは、私いま、いろいろやられておる実情がどうあるかどうかは簡単に断定できないというふうに考えております。

○竹本委員 この点はいま大臣の指摘されたところであると私は思います。しかし、税法上のいわゆる合法的脱税のためにやったのかどうか、それはなかなかどうしようもできませんし、議論が多いと思いますけれども、結果として税法上の恩恵を不当に受けておるということが明らかな場合がある。それに対して今日の税法ではどうにもならぬではないかというところ以上に、いまの税法で国税庁長官がいろいろ苦心されても、主税局で考えても、いまの税法上ではどうにもならぬというところであれば、これは今後の問題として扱っては問題があるのではないかと思う。いかがでありますか。

○塩崎政府委員 御指摘のとおりだと思います。ねらいが中小企業のための優遇ということであり

ますれば、まさしく中小企業にだけいくべきであって、それが大企業、大法人の利益にいくべきでないことは当然でございます。ただ問題は、簡素化と申しますか、たくさんの方を相手でございますので、実質に突っ込みまして種々のむずかしい制度を設けること、これは別の意味におきまして弊害が多い、私はこのかね合いだろと思うのでございます。

したがって、竹本委員のお話を総合いたしますれば、かりに、たとえば連結貸借対照表を用いまして利益を連結するというようなやり方もございまして、これはまあ簡単にはまいりません。さらにまた、もう一つの別の考え方としたしましては、複雑にはなりますけれども、現に、同族会社の留保課税の際には、非同族会社がまるかかえの会社には留保課税を適用しないということをやっております。このようなことをかりに応用いたしまして、非常に数が多くなつて、税務執行上若干の複雑さも生じましようけれども、たとえば資本金一億円をこえる法人が、出資を五〇%とあるいは何%とか持つておる法人は、こういう中小企業の特別措置の適用からは除かれるということを考えて、これも可能でございます。いづれが簡素かの見地も非常に大事な問題でございます。そういう見地を総合いたしまして、今後の立法論の問題といたしまして、さらにまた、中小企業に對します税制上の恩恵の一つといたしまして研究してまいりたいと思ひます。

○竹本委員 主税局長の御答弁で大体納得ができたのでございしますが、なお、念のために最後に伺ひたいのでございしますが、国税庁長官に、課税の具体的な面あるいは行政指導といたした立場で、そうした問題が、まあ中小企業の問題につきましてもまた機会をあらためて論ずるといたしまして、不当にそういう中小企業をいじめておるし、さらに、税法上からいっても合法的脱税みたいな形であるという点について、何らか行政指導の面で考えられる意思、方法があるのかどうか伺つておきたい。

それと同時に、大臣にお願いをしておきたいのは、例をあげる時間ありませんので簡単に申し上げましたけれども、そしてまた、いま資本主義的な企業の自由が原則でございますから、具体的な場合になると非常に困難でございますけれども、少なくともいま主税局長が答弁されたような方式によるコントロール、チェックはできると思ふのです。それを立法論として前向きに考えていただけるものであるかどうかについて、大臣からお伺いをいたしたいと思ひます。

○水田国務大臣 それは考えたいと思ひます。

○泉政府委員 お話のように、大企業が支店を設けるかわりに子会社をつくつて、その子会社が企業のマークなどを使って、あるいは大企業の能力のよい機械を使つてつくつた製品を販売することによつてその付近の中小企業を圧迫しておるというふうなことは、事例はいろいろあるかと思ひます。ただ、私もいましては課税の問題だけでありまして、したがって、よく私お聞きしておりますのは、製パン事業につきまして、大企業が非常に能力のよい機械を導入した、そのために、従来から能力の悪い機械でやつておりました中小企業が非常に圧迫を受けておるというふうなことを承りますが、これはそういう事業を所管しておる農林省のほうの行政指導の問題はあらうかと思ひますが、課税当局であります私どものほうで行政指導をするというところはございません。

○竹本委員 ぜひ前向きに御検討を希望いたします。

○藤井委員長代理 田中昭二君。

○田中(昭)委員 私が当委員会におきまして五月二十四日に総理にお尋ねいたしました歳費のみによつて源泉還付の申告をしておる問題でございますが、そのときに大臣のほうから、事実はいささく調査いたしますという御返事をいただいたわけでございますが、その後、どのような調査になつておりますか、お伺いしたいと思います。

○泉政府委員 数字のことでございますので、私からお答えしたいと思ひます。

四十一年分の所得税につきまして、御要望の数字に当たるかどうかが、問題であります。私どもは、いま調べている数字で申し上げますと、三月十五日の確定申告の時期までに、雑所得が赤字であるというところで、歳費等源泉徴収された税額から還付してほしいという還付の請求のありましたのは、衆参両院議員を通じて、現議員で三十四名、前議員で三名、合計三十七名になっております。それからその後、更正の請求の期間が二カ月ございまして、その更正の請求期間におきまして、そういう意味で還付の請求をされましたのは、衆参両院を通じて、現議員で二十二名、前議員で二名、合計二十四名ということになっております。

○田中(昭)委員 大体、大臣も忠実に国税庁に命じてそのような調査をなさっておる、このように敬意を表しますが、いま私がお聞きしましたのは、歳費のみにて源泉還付を受けておるのとはどうなっておるか。これは時間もありませんので私は削って申し上げたわけでありまして、いまは雑所得がある場合についてという長官のお話でございましてけれども、この点につきましては調査ができておるようでございますから、その調査の内容を後日提出していただきたい、こう思いまして、その問題についてはもう少し別な面からお尋ねしてみたいと思っております。

そのような問題を起こしたのは、どこの税務署で、その税務署ごとに、どのような申告所得金額によって還付税額を出したのか、これもあわせて資料として御提出をお願いしたいと思います、よろしくお願いいたします。

○泉政府委員 いま申し上げましたのは、最初の確定申告におきまして還付の請求をされた件数を申し上げたのでありまして、すでに還付したという意味ではございません。ただ、確定申告がありますと、田中委員御承知のとおり、できるだけ早く還付いたしまして、もしその還付請求について調査しなければならぬ、そして、あとでこの還付請求を認めるべきでなかったというようにこと

で更正をするというような措置をとっておりますので、還付請求がありましたのは、先ほど申し上げましたように現議員で三十四件であります。そのうち還付をいたしましたのは三十二件でありまして、それから更正の請求につきましては一件だけ更正の請求を認めておりますが、あとは更正の請求をまだ認めておりません。調査中でございます。その点はお含みおきいただきたいと思っております。

○田中(昭)委員 大臣もお忙しいようでございますが、横からだいたい急げ急げというお話がありますが、だから長官にお尋ねすることを省いて、後日資料として見せていただきたいと言っておるわけですが、

それで、大臣として、この問題はあつたときに国民の世論になっております。国会議員は、国民から選ばれ、国民の権利と義務を決定する国権の最高機関を構成しているものである。雑所得のない者が、サラリーで赤字が出たからといって確定申告を行ない、還付金を請求するなどは現在の税法では認められていないことは十分承知しているはずである。一般のサラリーマンは毎月のサラリーから税金を天引され、生活費に赤字が出れば借金をする、苦しい生活にあえいでおる。こういう国民大衆の苦しい生活を理解しようとして、国会議員という立場で税務署に威圧感を与え、法を無視することは許しがたい行為と言わなければならぬ、私はそういう根本的なことにつきまして大臣の御答弁をいただきたかったのでございます。私が説明するまでもなく、現行所得税法におきましては、給与所得の域におきましては、明らかに所得税法第二十八条において歳費は給与所得でございます。それから給与控除をして、その課税所得となることは御存じのとおりでございます。また、現行所得税法によりますれば、百二十一条の確定申告第一項の規定におきまして、その給与以外の雑所得が五万円に満たないものは確定申告はする必要がないという規定もあるわけでございます。歳費だけの政治家の源泉還付の申告は適法と考え

るかどうか、大臣の御答弁をお願いします。

○水田国務大臣 この問題は、参議院の大蔵委員会におきましても社会党の議員から質問を受けた問題でございますが、私は、そのときの答弁で、間違ひであったものはまた戻してもらおうという措置をとりたいというふうに申しましたが、そういうふうにした、いまも思っています。

○田中(昭)委員 社会党の議員から参議院で質問がありまして、これは私も承知しておりますが、その前に私はその問題はお聞きしたわけでございます。それに対して、いま大臣の答弁で概略はわかったわけですが、現在の法の規定するものを照らして見ると、多数の納税者のためにも、現行の法律が規定する範囲で、正しい姿勢をもってその税法の筋を通さなければいけない。また、大臣も言われました税法に問題がある、その問題があるというの、今後その問題を解決していく、という方向なのか、現在の所得税法をさかのぼって訂正しようとするのか、その方向をお尋ねします。

○水田国務大臣 将来はこの問題の合理化をはかるといふことを考えておりますし、いまの場合には、現行法に基づいて間違ひたものは訂正するといふふうに考えております。

○田中(昭)委員 多数の国民はその早急な処置を要求しておると思っております。善良なる納税者に対しては、私は、そのことにつきましては責任を果たさなければいけない、このように思うわけでございます。その状況のもとにおきまして源泉還付の申告書を受け付けたことは、大臣としても、はっきりと議事録にも載っておりますが、誤りであると思っております。間違ひだとしてあるわけでございますが、長官の発言によりまして、受け付けないわけにはいかない、受け付けた事実も認めてありますが、この長官と大臣の御発言が私はつきりしないわけでございます。また私も、そういう問題を起こしました税務署に行つて聞いてみましたところ、これは国税庁のほうもそのようにおっしゃいますが、そういう申告が出たならば、

検査院の指示もありまして、一応お返しいたします、このようにございまして、私は、きょうは検査院の方もお見えになっておると思ひますが、だれが考えてみましても、受け付ける段階において間違ひたもので返せというようにすることは、その指示の趣旨ではない、このように思うのですが、まず検査院のほうの斎藤第一局長から、その指示をお出しになった趣旨を答弁願いたいと思ひます。

○斎藤會計検査院説明員 ただいまのお話の問題を、ちょっと私、たゞいま参りましたので、よく存じませんが、国会議員に対する還付金の問題のように思ひます。

この問題につきましては、私のほうで指示を与えてはおりないと思ひます。それはことしの問題でございますので、私のほうの検査は昨年度の問題をたゞいま検討しておるという段階でございますから、そういう間違ひた措置であるかどうかというようになこともまだ検討いたしております。指示を与えたことではないものと思ひます。

○泉政府委員 ちょっと補足して申し上げますと、その税務署のほうで田中委員に申し上げたのは、こういう事情だと思ひのであります。と申しますのは、一時、納税者から還付の請求が出た場合、その還付の事務がかなりおくれおつた時代がございました。そのとき会計検査院の御指摘がございました。納税者一般に対して還付を早くするように、こういうことがございまして、国税庁長官の通達をもちまして、還付の請求が出たならば、その還付の請求の内容が明らかに疑わしいと思われるものを除いてはすみやかに還付するように、こういう通達を出しておるのであります。そこで、今回の国会議員の方の還付の請求の場合にも、そういう趣旨で一応還付する、しかし、それについてあとで調査いたしました、還付すべきでなかったというものについてはあとで還付金をもう一度取り返す、これはひとり国会議員だけではない、そのほかの納税者についてもそのような措置をとっておるところであります。

が、私もどなたもいたしましては、納税者の還付の請求は一応正しいもの、したがって、書面上著しくおかしいというものは一応還付して、その内容についてはあとで調査して是正の措置を講ずる、こういうふうにしていくわけでありませう。

○田中(昭)委員 大臣、還付の申告書を出した場合には、歳費だけの収入しか書いてないものが還付の申告が出ておるといふことならば、だれが見てみても、それ以上、整わないとか整ったとかいう問題じゃなくて、当然これは法律に従って提出されないものなんだ、そういう判定がつかないはずはない、こういうふうには思ひます、また大臣も、その点をばつきり間違ひであつたと、このように御答弁なされた、こう思つておりますが、どうでございませうか。

○水田(昭)委員 私には間違ひだつたと思つておりますが、しかし、いま国税庁長官が言われましたように、そういう問題はあとから調査して、はつきり間違ひだつた場合にはこれを取り戻すというの、いままで一般のやり方だといふことでございませう、いま調査をしてもらつております、それで間違ひだつたといふようなことでしたら、これは取り戻すという措置をとりたいと思ひます。

○田中(昭)委員 それは調査する前の、申告書が出された段階で明らかに間違ひだつたとわかつた申告書なんですよ。調査する前の段階なんです。それはやはり大臣が実際の事務をなさつてないからわからにくい点があると思ひます。これははつきりしておりますし、まあ、いま大臣がおっしゃつた、間違ひだといふことに含めまして、私はこれ以上追及をせざるにしたいと思います。

○田中(直)委員 関連して。
ちよつと聞き漏らした問題であります、先ほどの歳費だけの者の必要経費を認めて還付しているのは何件あるのですか。

○泉政府委員 私のほうで調べました事例につきましては、政治資金にかかる雑所得が赤字である、こういう申告をされた方が、衆参両院議員を

通じまして、現議員で四十七名、前議員で三名あるわけでありませう。その赤字と言われる方の中で、雑所得の収入がゼロとおっしゃる方が、現議員で三十九名、前議員で一名、合せて四十名おられまして、その中で、収入ゼロであるが、政治活動に伴う支出があつたから還付の請求をしたと言われる方があるわけでありませう、そのうち、雑所得の収入がゼロで還付の請求をした人が何人かといふことは実は調べておりませう、収入のある人、ない人合せて、現議員で三十四名、前議員で三名の方が還付の請求をされた、そのうち還付いたしましたものが現議員で三十二名、前議員で三名、こういうことを申し上げたのであります。

○田中(直)委員 この問題は、いま長官はそれははつきりしてないといふ、先般大きく問題になりましたことは、国民全体として、給与所得だけの必要経費を認めるという問題について大きな問題になつたわけですね。現行税制で、いわば雑所得も通算して必要経費が赤字になつた場合においては、それはもちろん食ひ込んでくることは当然考へられるわけですが、しかしながら、これはもう大蔵大臣がはつきりと前にも答へておられるわけですね。個人の歳費の中から必要経費として認められて還付を受けるというところは、明らかに間違ひである。いまも答へておられる、したがって、そういうものがあるならば、もう還付は当然間違ひであるし、取り消ししなければならぬ。それははつきりしている問題であるにかかわらず、いまもつてそれが内容がはつきりしないといふことはどういふわけなんですか。もちろんそれは延滞金等も考へて、すぐに処置できる問題である。現行税制上から考へていっても、あるいはまた大蔵大臣の答へにおいても、これは間違ひであつたのだといふことははつきりしているわけですね。その処置に關してお答え願ひたい。

○泉政府委員 いま申し上げましたすでに還付いたしました現議員三十二名、前議員三名のうち、雑所得の収入がゼロであるとして還付の請求をされた、還付を受けた人は二十八名であります。それから、これらの点につきましては、先ほど大臣もお答え申し上げましたように、調査をいたしまして上で処理するといふことで、いま鋭意調査をいたしておる段階でございませう。

○田中(昭)委員 そのように、結局返すものでなかつたものはあとで調査をして返さすとか、そういう事務的なことだけに止つては国民は納得しないのじゃないか、私はこう思ふのです。そのようになつてはあたりまえなんです。ここでこの事件が国民の前に明らかにされなければ、また政治家のことに對しては何も手をつけずに済んでしまつたといふような疑惑を残すだけなんです。また、当時の新聞にもいつておりますように、国民が納得しない。また、このような事件を起したことは、国会議員として恥であります。何かの形で責任をとつて、国会にもまた国民にもその名前までも発表しない、このような国民の世論があるわけですね。ですから、それは当局のほうにお願いいたします。大臣もその後の委員会におきまして、公職者会計、個人会計といふようなこともわが党の参議院の大蔵委員に對する答弁で述べておるようでございませう。

最後に、そのことにつきまして、公職者会計、個人会計を大蔵大臣はどのようにお考えになつておるのかお聞きしたい、こう思ふわけでございます。

○水田(昭)委員 それは考え方の例として述べただけでございまして、まだ検討されている案でもございませう。しかし、雑所得のある人は政治的な活動の必要経費が一応認められ、雑所得のない者は認められないといふことは、明らかにこれは不均衡でございませう、この調節をどうするかといふことは、これからとにかく私どもは何かの税制を考へたいといふ考へておるところでございまして、その場合に、先般申しましたような形でこれを解決するかどうか、まだきまつた問題じゃございませう。

○田中(昭)委員 いまの公職者会計、個人会計に

つきましては、大臣も、まだ完全ではないけれども、閣内において検討しております、このような答弁があつたと思ふのです。どのようなところまで検討なされておるのか、どのようなことをその問題に對して大臣として御発言になつたのか、それをお聞きしたいわけですね。

○水田(昭)委員 政治資金規正法の問題とも関係するところがございませう、いま言つたような問題も、これは前向きに解決しなければならぬ問題だと思ひますので、本日の税制調査会にそういうものも含めた諮問をするといふふうには考へておりますので、この答申を待つて善処したいと思ひます。

○田中(昭)委員 大臣もお忙しいようでございませう、少し長官にいまの申告の關係で詰めておきたいと思ふのです。

もう起こりました問題でございませうから、これは当委員会の税制小委員会並びに理事懇談会でも、ある解決の方向に向かつておりますから、私は起こりました事実に対しては、国税庁として、先ほど申し上げましたとおり、現行税法にのっとり、はつきりその筋を通しておかなければ、今後問題はあつたと思ひます。

税に對する、国民の財産権侵害といふ重大な問題で、そのときの状況によつて誤つたことを残すならば、いつも私が申し上げるやうに、第一線の税務官吏と善良なる納税者が泣くだけでございませう。そういうことも考へていただいて、ひとつ、起こりました事実についてはつまびらかにすべきであると思ふわけでございます。そういう点につきまして、長官のいままでの調査の結果をもう一度お尋ねするわけですね。

○泉政府委員 御承知のように、昭和四十一年度分の所得税の確定申告にあたりまして、国会議員の方は、歳費のほかに事業所得のある方もあれば、配当所得のある方、山林所得のある方もいろいろありなつたが、やはり政治活動に伴う個人または法人からの収入もおありになる、これ

らは従来はつきりしておりませんでしたけれども、われわれの考えでは雑所得の収入になります。したがって、雑所得を得るために必要な経費というものは認められます。そういう経費として認められるものは、事務所の費用であるとか、私設秘書に対する給与であるとか、そういった政治活動に伴うものでございます。こういうことを御通知申し上げたわけであります。

そのときに問題になりましたのは、雑所得の収入があつて、それに伴う必要経費がある場合に、必要経費のほうが多くて雑所得のほうが赤字になつた場合にどうなるか、こういうお話がありまして、これについては、所得税法の規定によつて損益通算を行なうことになります。したがつて、雑所得の収入があつて、必要経費が赤字になる——必要経費があつて所得が赤字になるというケースは少ないでありますけれども、もしそういう赤字がある場合には他の所得と損益計算ができます。こういうことを申し上げたのであります。ところが、さらに突き進んで、所得の収入がゼロになつたらどうだというお話がありまして、私どもとしては、雑所得の収入がゼロで必要経費があるということはないでしょうということを申し上げたのであります。さらに突っ込んで強くそういうお話がありまして、一部におきまして、まあ、それはそんならゼロにして書いておいてくださいというようなことを申し上げた事例があつたようでございます。そのために、先ほど申し上げましたように、雑所得の収入ゼロで、政治活動に伴う必要経費があつたために、歳費そのほかの源泉徴収された所得税を還付してもらいたいという還付の請求が出まして、還付いたしましたのが二十八件、そういうことになっておるのでございます。

○田中(昭)委員 いろいろお話を聞きましたが、いま申し上げましたように、その結果が大事な問題でございますから、いま調査されているものをひとつ提出をしていただきたいと思いますが、その点はいいでしょうね。もしそれでよければ、も

うこれでやめます。

○泉政府委員 国税庁の一部の指導が誤つておつた関係もありますので、議員さん各自のお名前その他はひとつ遠慮させていただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 以上でけっこうでございます。

○藤井委員長代理 次回は、来たる七月四日、火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

昭和四十二年七月六日印刷

昭和四十二年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局